基金事務所の体制縮小と窓口業務等について

(新型コロナウイルス感染防止)

今般、政府から緊急事態宣言が発令されたことにより、その期間中は、当基金事務所の業務体制を縮小し、次のとおり対応させていただきます。できる限り業務に 支障のないよう対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、変更があった場合は、速やかにお知らせいたします。

窓口相談について

窓口でのご相談は受け付けていますが、できる限りご遠慮ください。

やむを得ずお越しになる場合は来訪される日時を予約していただくと、あらかじめ加入記録等を準備でき相談時間が短くて済みます。

電話照会について

電話でのご照会内容・用件をお聞きした上で一旦お切りして、折り返しご連絡させていただく場合があります。

届書、請求書の受付について

窓口でも受け付けていますが、できる限り郵送により提出してください。

年金等の支払い、納入告知書の送付、各種届書等の処理について

年金・一時金・福祉給付金の支払い、納入告知書の送付および各種届書・請求書 の処理については、通常どおり実施する予定です。

新型コロナウイルス感染防止対策について

職員はマスクを着用して対応いたしますのでご理解をお願いいたします。

来訪される方は、マスクを着用されるとともに、窓口に設置している手指消毒用のアルコールを使用していただき、新型コロナウイルス感染防止にご協力をお願いいたします。